

# 1 新型コロナウイルス感染症を正しく知りましょう！

## ・ 新型コロナウイルス感染症とは？

過去にヒトで感染が確認されていなかった新種のコロナウイルスが原因と考えられる感染症です。

## ・ コロナウイルスとは？

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られています。深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるのは、SARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）で、それ以外は、感染しても通常は風邪などの重度でない症状にとどまります。

## ・ どうやって感染するの？

新型コロナウイルス感染症がどのように感染するのかについては、現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。空気感染は起きていないと考えられます。

### ■ 飛沫感染

感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出  
別の人があるウイルスを口や鼻から吸い込み感染

※ 主な感染場所：学校や劇場、満員電車などの人が多く集まる場所

### ■ 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえる その手で周りの物に触れて、ウイルスが付く  
別の人がある物に触ってウイルスが手に付着 その手で口や鼻を触って粘膜から感染

※ 主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど



## 2 感染の疑いのある患者が発生した場合の対応

◎感染の疑いのある方は  
**医療機関を受診する前に**

いわき市保健所  
【平日: 8時~17時】  
【☎0246-27-8596】

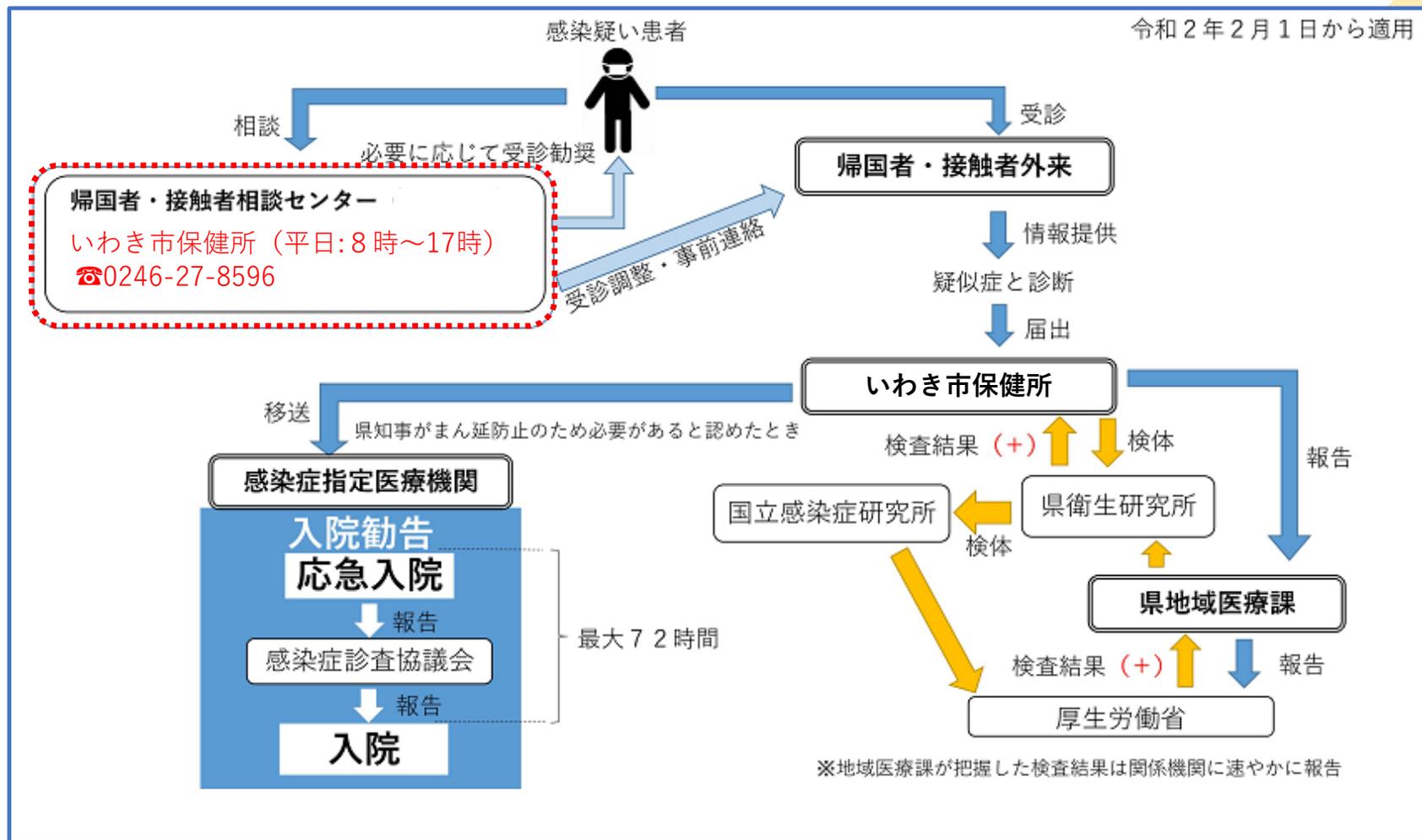
に相談し、医療機関を受診  
してください。疑いがある  
と診断された場合は、検査  
を受けてください。

また、厚生労働省窓口  
☎0120-565-653  
【9時~21時 土日・祝日対応】  
でも相談を受けています。

◎受診・相談の目安

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が  
4日以上続いている
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ  
(呼吸困難)がある
- ・なお、高齢者や基礎疾患等のある  
方は、上記の状態が2日程度続く  
場合を目安としています。

(厚生労働省・福島県HPより抜粋)



# 3 新型コロナウイルス感染症の予防について

## ・ 感染症対策へのご協力

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 HP

「[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)」

## ・ 企業の皆さまに向けた支援ガイドブック（3月19日最新版）

「<http://mail.mirasapo.jp/c/bEf4ac6J1Q2CeAab>」

資金繰り支援をはじめ、設備投資や販路開拓、経営環境の整備に関する施策について掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

## ・ BCP（事業継続計画）について

BCP（事業継続計画）とは、想定外の事態が発生した場合、どのように企業の重要な事業を停止せずに継続していくか（あるいは早期に再開させるか）、その方法や手順を記載した経営計画・戦略のことです。

中小企業庁HP 「<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/090401index.html>」

こちらから「新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP策定指針」を取得できます。新型インフルエンザを対象としたものですので、新型コロナウイルスに関する最新情報を確認し考慮した上でご活用ください。

## ・ 政府お役立ち情報

首相官邸HP 「<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>」



QRコード



QRコード

**感染症対策**  
へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方  
②咳エチケット 3つの咳エチケット  
③正しいマスクの着用

石けんを洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸  
厚生労働省

詳しい情報はこちら  
厚労省 検索



QRコード



QRコード

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策

- 今回の対策は国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置する対策であるが、足下の状況を踏まえて事業者への支援もしっかりと行う。
- 事業者の資金繰りを5,000億円規模で徹底的に支援。また、生産性革命推進事業等を活用し、サプライチェーンの毀損等にも対応。
- 今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、必要な施策を講じていく。

## 1. 徹底的な資金繰り支援

### ①セーフティネット保証 4号・5号

- 【4号】自治体からの要請に基づき、別枠（最大2.8億円）で100%保証。  
（売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合）
- 【5号】重大な影響が生じている業種に、別枠（最大2.8億円）で80%保証。  
（売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合）

### ②セーフティネット貸付（要件緩和）

- 売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資。  
（上限額）中小7.2億円、国民4800万円  
（基準金利）中小1.11%、国民1.91%※担保等により変動

### ③衛生環境激変対策特別貸付

- 一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に、通常と別枠で特別貸付。  
（上限額）旅館業3千万円、その他業種1千万円  
（基準金利）1.91% 又は 1.01% ※担保等により変動

### ④金融機関等への配慮要請

- 事業者からの返済緩和要望等への柔軟な対応を要請。

## 2. サプライチェーン・観光等

### ○生産性革命推進事業

サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。

#### i. ものづくり・商業・サービス補助

国内生産強化等の設備投資を支援

- 補助率 中小1/2 小規模2/3
- 補助上限 1,000万円

#### ii. 持続化補助

小規模事業者の販路開拓を支援

- 補助率 2/3
- 補助上限 50万円

#### iii. IT導入補助

IT導入による効率化を支援

- 補助率 1/2
- 補助額 30～450万円

## 3. 経営環境の整備

### ①経営相談窓口の開設（1/29～）

- 中小団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に窓口を設置し、経営相談に対応。

### ②産業界への下請配慮要請

- 新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者との取引について、親事業者が柔軟な配慮を行うよう要請。

### ③雇用調整助成金

- 日中間の人の往来の急減による影響を受けるなど一定の要件を満たす事業主について、支給要件を緩和。

（助成内容）休業時の休業手当等について、  
中小企業は2/3、大企業は1/2を助成。

## 4. 国内感染対策の側方支援

- 十分な量のマスクを継続的に供給できる環境の整備（マスク生産設備の導入補助等）
- 産総研が開発した迅速ウイルス検出機器の新型コロナウイルス感染症対応